

プロジェクト リース

項目 第 116 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 116 回リース会計専門委員会（2022 年 6 月 6 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

単体財務諸表における会計処理について

2. 利用者の立場としては、単体財務諸表の段階から新たな会計基準を適用し、単体財務諸表を積み上げて連結財務諸表を作成することが、財務諸表全体の信頼性確保に繋がると考えるため、連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理は同一であるべきとする基本的な考え方及び方針に賛成する。
3. 単体財務諸表の会計基準の変更は、税制への影響を通じて結果的に中小企業に影響を及ぼし得る。そのため、連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理が同一であるべきとする基本的な考え方及び方針には賛成できない。これまで、我が国の税法には、リース会計基準等と一致するように一定の配慮がなされてきた歴史があることから、現行のリース会計基準等を残した上で、引き続き単体財務諸表への適用を認めるなど、会計基準の変更の影響を最小限に留める手法を検討したほうが良いと考える。
4. 賃貸借に関する法律との整合性の観点について、連結財務諸表と単体財務諸表に異なる定めを置く理由はないとする事務局の分析に賛成する。
5. IFRS 第 16 号の結論の背景における、借手の原資産の使用に関連する権利及び義務が無条件であるとする記載に関して、法律との整合性を重視して改正リース会計基準に採り入れないと判断するよりも、権利及び義務の意味するところを示した上で改正リース会計基準等に採り入れた方が、リースの定義に照らしたより適切な判断が可能となり良いと考える。
6. リースを判定する際の貸手の修繕義務の取扱いについて、リースの定義に即した説明を加えたほうが良いと考える。
7. 貸手が原資産を借手に利用可能とした時点で会計上の負債の定義が満たされるとする考え方は、パス・スルー型のサブリースにおける中間的な貸手の会計処理に関する事務局提案と整合しないと思われるため、考え方を整理しておく必要があると考える。

8. IFRS 第 16 号の結論の背景におけるリースとサービスの区分の考え方は変更しないことを確認したい。

サブリース取引について

9. 文案イメージにおいて、使用権資産の公正価値を書き下した表現である「独立第三者間での使用権資産のリース料」という用語に関して、以下のように考える。
- (1) 「リース料」という表現は、リース料の現在価値を意味する表現に置き換えたほうが良いと考える。
 - (2) 「独立第三者間」という表現の意味するところが理解できるよう、説明を付したほうが良いのではないか。

パス・スルー型のサブリース取引について

10. 監査上の判断が困難となる恐れがあるため会計処理を行う時点を明確化していただきたい。
11. 中間的な貸手が手数料相当額のみに対する権利を有するという要件を勘案した場合においても、収益及び費用を総額で会計処理をする論拠があるかどうかを検討頂きたい。
12. 例外的な取扱いの取引に重要性がある場合には、新たな開示要求を設けることが考えられる。具体的な開示項目の検討にあたり IFRS 基準ではサブリース収益の金額の開示要求²に留まっていることを勘案すると、収益及び費用を総額で会計処理することになった場合には、費用の開示を別途考慮して頂きたい。
13. 例外的な会計処理の定めは、国際的な会計基準からの例外であり転リース取引と同様に容認規定とした方が良く考える。
14. 3つの要件について、要件を適用するための前提条件を書いた方が理解しやすいと考える。
15. 中間的な貸手の立場として、ヘッドリースに対するリース料の支払の蓋然性が高い場合負債を計上する必要があり例外的な取扱いができないことを考慮すると、負債を計上しなくてよい理屈を考える必要があるのではないか。

¹ IFRS 第 16 号 BC32 項から BC34 項 参照

² IFRS 第 16 号第 53 項(f) 参照

「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理に関する実務指針」の改正案について

16. リース実務指針には、リースの連結上の会計処理の取扱いを示すという意義はあるものの、実際に示されている会計処理は、一般的な連結財務諸表の連結修正仕訳の考え方と大きく変わらないものであり、あえて実務指針を改正する必要はなく廃止しても良いのではないかと考えます。

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の取扱いについて

17. 特段の意見は聞かれなかった。

以 上